

平成27年12月22日

建築関係事業者 各位

(一社)滋賀県建築士事務所協会  
会長 井島 均  
技術法令委員会  
委員長 秋山信一

すべての建築士事務所 必携  
「実務者のための工事監理ガイドラインの手引き」  
の運用解説講習会のご案内

平素は本会事業にご支援ご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、「工事監理ガイドライン」については平成21年9月に国土交通省より示され、当協会においても講習会を開催し、皆様方に周知を図ったところであります。

今般、今年10月に横浜のマンション傾斜問題で「くい打ち工事・データ改ざん」が発覚した事により、さらなる工事監理の重要性が問題視されることに鑑み、建築の実務者に「工事監理ガイドライン」の適正な活用の促進を図り、工事監理者のみならず建築主・設計者・工事施工者等が工事監理に関する理解を深め、適切な工事監理が実施されることを目的とし、建築設計・工事監理に携わる方々と建築工事の施工に携わる方々を対象に、下記のとおり講習会を開催いたします。ご多用のことと存じますが、多数ご参加頂きますようご案内申し上げます。

なお、本講習は建築士法第27条の2第3項第三号の規定に基づき行うものであり、「建築CPD情報提供制度」の認定プログラム(予定)となります。(終日は4単位、10:00~13:50は2単位)

記

- 開催日時 平成28年2月16日(火) 10:00~16:00(受付 9:30~)  
※戸建木造住宅編のみの受講者 10:00~13:50(受付 9:30~)
- 開催場所 建設会館 4階 大ホール 大津市におの浜一丁目1-18
- 参加費 建築士事務所協会・建設業協会の会員(所属職員含む) 7,000円(テキスト代含む)  
非会員 12,000円(テキスト代含む)
- ※ 参加費は当日受付にて受領します。  
※平成25年9月27日以降のテキスト持参の方は会員3,000円、非会員8,000円
- 締 切 平成28年2月2日(火) ※定員 80名(定員に達し次第締め切りとします。)
- 申込先 協会事務局 TEL:077-526-4476 (Fax:077-522-9610にてお申込下さい。)
- 講習方法 本講習はDVDによる映像講習により行います。 ※講習会の主旨 裏面もご覧下さい

講習会参加申込書 (Fax 077-522-9610)

事務所名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_

※ ・会員 ・非会員 ・テキスト必要 ・テキスト持参 (該当するものに○を付けてください)  
※ ・終日の受講 ・木造のみの受講 (どちらかに○をつけてください)

参加者氏名 \_\_\_\_\_ 参加者氏名 \_\_\_\_\_

(裏面)

～本講習会の主旨～

「実務者のための工事監理ガイドラインの手引き」運用解説の講習会は、工事監理者がその者の責任において工事を設計図書と照合し、確認する確認内容および具体的な確認方法について、事例写真を用いて具体的に解りやすく例示するとともに工事監理の主旨とポイント・立会い確認のポイント・書類確認のポイント・その他の留意点や照合・知っておくとよい豆知識を示し、工事監理ガイドラインが適切に運用されることを目的に実施します。

具体的に工事別の確認のポイントが例示されていますので、適正な工事監理の実施の一助として活用していただける内容となっています。

～追加講習～

(一財) 滋賀県建築住宅センター様にて、中間及び完了検査時の留意点を講習します。

## 「実務者のための工事監理ガイドラインの手引き」講習会 時間割

- 9:30～10:00 (30分) 受付 (受講料は受付時に現金受領)
- 10:00～10:05 (5分) 挨拶、受講説明
- 10:05～10:55 (50分) 1) I はじめに
- 10:55～11:05 (10分) (休憩)
- 11:05～12:15 (70分) 2) III 戸建木造住宅編(軸組工法) (P351～485)  
1、確認方法のポイント解説  
2、工種別の確認のポイントの例示
- 12:15～13:10 (55分) (休憩)
- 13:10～13:50 (40分) 3) 特別講習  
(一財)滋賀県建築住宅センター  
「中間、完了検査時の留意点」
- 13:50～14:00 (10分) (休憩)
- 14:00～15:10 (70分) 4) II 非木造建築物編(前半)  
1、確認方法のポイント解説  
1-1 工事全般について (P29～31)  
1-2 構造について (P32～34)  
1-3 設備について (P35～37)  
2、工事確認のポイントの例示  
2-1 工種別の確認のポイントの例示(建築工事) (P38～263)
- 15:10～15:20 (10分) (休憩)
- 15:20～16:00 (40分) 5) II 非木造建築物編(後半)  
2-2 工種別の確認のポイントの例示(電気設備工事) (P264～305)  
2-3 工種別の確認のポイントの例示(昇降機等工事) (P306～339)  
2-4 工種別の確認のポイントの例示(給排水・空調換気設備工事)  
(P340～350)